Getting Business Started

サンフランシスコで ビジネスを始めるための

ガイド ブック



Art Agnos 市長からのメッセージ



今日、中小企業 (Small Businesses) は、サンフランシスコ経済のバックボーンとなっております。現在、サンフランシスコ市で開業し、順調に営まれているビジネスの件数は数多く、今年度は新規開業ビジネス 9 件の内、8 件が好調にスタートし、開業成功率は全国的にも第一位を占めております。

サンフランシスコ市が、Small Businesses の推進と発展の中心となりますには、皆様のような、企業家として精力的、かつまたクリエイティブなお考えを持つ方々を是非共必要と致します。

企業合併、買収等の理由で、本社機構を郊外へ移動し始めた企業に代り、新規開業する Small Businesses が当市に新しい職場を生み出し、近年、当市の職場減少を防ぐ意味で Small Businesses の新規開業は市にとって非常に重要な課題となっております。

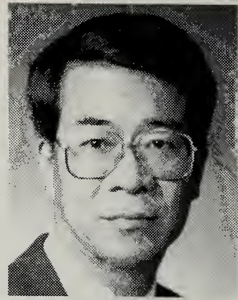
皆様が営まれます Small Business コミュニティーは、新しい職場をサンフランシスコ市に提供するだけにとどまらず、当市で生活し、コミュニティー生活の全ての面に参加することによって、更に多くの面で当市に貢献することになります。例えば、皆様方のビジネス上の今迄の経歴や経験は、市が刷新をはかる上で重要な手助けとなり、又皆様方のビジネスや文化的背景、家族的な絆等を通してサンフランシスコという国際的なコミュニティーと深いかかわり合いをお持ちいただくことになります。

Small Businesses は、それのみで成功していくものではありません。大企業、政府市官庁、コミュニティーとの相互関係を築き保ちながらビジネスは繁栄していくものと考えます。これらの相互関係と協力精神が最も重要でありますので、サンフランシスコ市当局は、相互間の仲介と連携を保つようお世話し、皆様のビジネスを成功にむけて強く支援して行きたいと願うものです。

私は、サンフランシスコ市長として、皆様が市並びに County 官庁と容易に連絡折衝していただけるよう、その一助として、市長室の中に Business and Economic Development (MOBED) 部を設置いたしました。今般 MOBED は、サンフランシスコ市であらたにビジネスを始めようとする人々のための手引き書になればと思いこの案内書を発刊いたしました。なお、当書の発刊に際し、多くの関係者の方々から、ご支援をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。



JETRO サンフランシスコよりのメッセージ



日本貿易振興会は昨年創立30周年を迎えましたが、この間、さまざまな経済的、人的交流を通じて日米間の相互理解を深めるべく微力を尽して参りました。

米国で最も美しい街といわれるサンフランシスコは、歴史的にわが国と古いつきあいをもつ都市であり、かつ地理的・経済的・文化的にみて、日本人に親しみやすい都市であることは皆様御承知のとおりです。

アグノス、サンフランシスコ市長は、特に日本との相互協力を基軸としつつ、同市の経済の発展と豊かな環境づくりに邁進されています。その事業の一環として今回日本の企業家の方々のために、ビジネスの開業とその後の営業に関連する諸官庁の規則等についての案内書を出版することとなり、当センターに協力依頼がありました。この種の書物は意外に少なく、また有益であると思われますので、初めての試みとして協力させていただいた次第です。皆様の御理解の一助になれば幸いと存じます。

JETRO サンフランシスコ センター

所長　　落田　実

本書のご利用方法

皆様がビジネスを開業、または拡張されます場合、多くの諸準備が必要な訳ですが、まず避けて通れないのが諸官庁への手続きです。本書は、ビジネスの開業とその後の営業に関連する諸官庁の規則等をわかりやすく取りまとめました。

とかく開業を急ぐあまり、諸規則を無視、またはごまかしてしまう傾向がみられますが、結果的にはいろいろな問題を引き起し、皆様のビジネスに対し、大きな損失をもたらすことになります。

お読みになるに従っておわかりになることと思いますが、サンフランシスコ市における政府諸官庁での手続きは決して複雑面倒なものではありません。関係市庁事務局、その他の手続サービス機関へ皆様をご案内し、ビジネス開業、または拡張を容易にスタートしていただくことが、本書出版の趣旨なのです。

本書の内容は、サンフランシスコ市でビジネスを開業するに当り、非常に大切な事柄を正確に、新しい規則内容で、容易にご理解いただけるよう記述致しました。 第一章に、"Local" ビジネスの登録(Registration)、免許(License)、許可(Permit) について説明、次に第二、第三章でそれぞれカリフォルニア州と合衆国の税務規則、免許、その他の適用規則を述べております。第 14 頁には、皆様の諸手続きに必要な関係主要官庁の所在地図を示しましたのでご利用下さい。

第四章は私共のオフィスである、Mayor's Office of Business and Economic Development (略称 MOBED) の機能とご利用方法を説明しております。ビジネスの営業には、それぞれ特有の問題があることを私共は十分承知しております。第四章に記しましたいろいろな事例をお読みいただきますと、私共 MOBED が、いかに皆様のお役に立つことが出来るかおわかりいただけることと思います。

第五章は、チェック確認のリストです。皆様が今後正しい軌道上を歩むためにご利用下さい。個々のビジネスの営業内容により適用規則は異ります。その後のビジネス拡張の場合にも、当チェックリストを再確認いただくようご案内申し上げます。

最後に第六章は、中小企業 (Small Businesses) の方々が、技術情報サービスをご利用いただくよう政府や Non-Profit (非営利) サービス機関の所在地を記載しております。

Table of Contents　目　次

Introduction by Mayor Agnos（アグノス・サンフランシスコ市長のメッセージ）

Message from JETRO San Francisco（JETRO サンフランシスコよりのメッセージ）

How to use this book（本書のご利用方法）. 1

I. Local Requirements（市、郡関係諸規則）. 5

Registrations（登　録）. 7

Fictitious Business Name（事業名称）. 8

Business Tax（事 業 税）. 9

Zoning（地域規制）. 10

Licenses（免　許）. 11

Business Licenses（営業免許）. 11

Food Service（飲食店、食料品取扱）. 11

Taxi Cabs（タクシー業）. 11

Gas Stations（給油スタンド）. 12

Apartment Houses（アパートメント）. 12

Permits（許　可）. 13

Building and Alteration（建築、改築）. 15

Map of City Hall Area（市庁舎の周辺地図）. 14

II. State Requirements（州関係諸規則）. 15

Seller's Permit（営業許可番号）. 17

Licenses（免　許）. 18

Workers' Compensation（従業員傷害補償）. 19

Withholding, Insurance, Taxes（源泉所得税、保険、諸税）. 20

III. Federal Requirements（合衆国関係諸規則）........................ 23

Taxes（諸　税）.. 25

Taxpayer ID.（納税者登録番号）................................ 25

Business.（事　業）... 25

Self-Employment.（自家営業）................................... 26

Excise Tax（物 品 税）... 26

Withholding.（源 泉 税）....................................... 26

IV. Mayor's Office of Business and Economic Development（市長室 ビジネス 経済開発部）................ 27

How MOBED helps small businesses
市長室ビジネス経済開発部による 手助け一中小企業の方々へ。................ 29

V. Checklist（チェックポイント一覧表）.............................. 33

VI. Resource Directory（事業相談所／情報資料）....................... 37

What to read（参考書物の閲覧）.................................. 42

Employment Placement and Training（雇用斡旋、従業員の教育訓練）.......... 43

Procurement（政府公官庁に入る納入事業）............................ 43

Import/Export（輸 出 入）....................................... 44

Marketing.（市場調査、広告宣伝、販売促進）.......................... 45

Legal.（法律相談）... 46

City Hall Directory（市庁の関係部署、電話案内）....................... 47



I. Local Requirements
（市、郡 関係諸規則）





Local Requirements
(Local 関係諸規則)

新規事業を始めるに当り、まず第一に店名、会社名等の事業名称が既に他の事業主によって使われていないか調査することが必要です。使われていないことを確認の上、新事業名称が法的に事業主のものになるためには、必ず登録をしなければなりません。

次に、市税、事業所在地の地域規制の有無を確かめます。これらに関する調査は本書14頁の市庁舎周辺地図に記載の関係局へお問い合せ下さい。

Fictitious Business Name *Registrations*
(事業名称の登録)

Place to File and Register
County Clerk
City Hall
Room 317
Tel. 415-554-4114
Hours: 8 a.m.-4:30 p.m.

登録申請の手順：

事業名称が例えば「John Smith Studios,」または「John Smith, C.P.A.」のような場合は事業主本人の申請が必要です。即ち、事業目的に採用する名称を Fictitious Business Name と呼びます。

他方、事業主の「氏名」それ自体を用いる場合、つまり「John Smith」のみを事業名称とする場合、登録の必要はありません。

調査、まず最初に……

County Clerk's Office において「Fictitious Business Name Indices」を調べます。索引 (Indices) は大変多く County Clerk に登録された全ての事業名称が記載されています。この内過去 5 年間にわたり登録されている索引を調査します。大切な点はあなたの事業名称がすでに登録されていないかを確かめることです。

次に……

備え付けの申請書 (Statement Form) に必要事項を記入の上 County Clerk's Office の受付へ提出します。

最後に……

既述の申請書の提出後30日以内に、新聞に「Fictitious Business Name Statement」を告示します。告示内容の規則、提載新聞名等については、前述の申請書フォームに詳しく述べられています。

事業名称の登録申請が何故必要なのでしょうか……

もし事業名称を登録しないと、他の競合者が将来あなたの事業名称を無断で騙り、用いることが出来るからです。また、他の人が同一事業名称を既に登録していた場合、あなたは告訴されることもあり得ます。

Business Tax
(事業税)

Place to Register
Tax Collector
Business Taxes Division
City Hall
Room 107
Tel. 415-554-4426
Hours: 8 a.m.-5 p.m.

登録の手順：

開業する前に、まず Tax Collector （市税務局）にビジネスの登録を必要とします。登録費用は年間 200 ドルです。

登録に際し、Tax Collector Office では、City または、County の記録書に、あなたが現在、他に事業を持っていないか、また、事業税、所得税、その他の諸税、免許費用の滞納及び保留処分の有無を調べます。これらの事実がなければ、「Business Tax Registration Certificate」(事業税登録証明書) が発行されます。

その後毎年ごとに全ての事業、個人事業主、共同事業主、または法人企業は登録の更新を行わなければなりません。

上述した毎年ごとの登録更新と年間登録料の支払いを定めた規則は、1988年 9 月に制定されました。従って、新旧登録の詳細に関しては、Business Tax Division にお問い合せ下さい。

Local 事業税の支払いの有無にかかわらず、毎年、年度ごとの税申告書を提出しなければなりません。自己申告制度となっているため、税務局から記載フォームまたは催促状は送られてきません。

事業主の義務

Business Tax Registration Certificate を営業する場所で常に一般の人々が容易に見える所に掲示しておかなければなりません。

なぜ義務を履行しなければならないか……

もし規則に定められた時期に、納税または年間登録費用を納めなかったとしたら？もし、「Business Registration Certificate」を一般の人が容易に見える所に掲示しなかったとしたら？税務局 (Tax Collector) の調査により、City および County の諸税、その他の規定納入金の滞納、遅延が判明した時、追徴課税を受ける事になります。加えて、あなたが事業資金の融資を必要とする時、融資機関は融資申請をも拒否する事があります。

Zoning
（地域規制）

Place to Inquire

Zoning Counter
Department of City Planning
450 McAllister
5th Floor
Tel. 415-558-6377
Hours: 10 a.m.-12 noon
1 p.m.-5 p.m.

地域規制の問い合せ：

事業場所を選定する場合、必ず事前に上記 Zoning Counter に出向き、その場所があなたの営業行為の許可地域になっているかどうか確かめなければなりません。例え営業の場所があなたの住居（家）であれ、許可にあたるかどうかを確認して下さい。

すでに特定の場所を御考えの場合はもちろんのこと、未だ特定の場所を決めてなく、広く周辺地域を御考えの場合も、Zoning Staff（専任係官）があなたの業種の営業がその地域で許可されるか否かを伝えてくれます。

地域規制の規則に従わなかったとしたら……

一例として、Regulation は、風俗営業のように、その種の営業を禁止している地域も定めています。これを知らずに、店舗リースの仮契約を終えた後でこの規則を知り、やむなくリースを解約し、仮契約時に支払った Deposit を無駄にしてしまうということもあります。

例え偽って規則に従わず営業を始めたとしても、市関係当局の調査官は違法決定し、営業停止を受けることにもなります。

Licenses
(免許)

Place for Licenses
License Division
Tax Collector
City Hall
Room 107
Tel. 415-554-4467
Hours: 8 a.m.-5 p.m.

営業免許申請:

事業を始めるにあたり、まず上記の License Division に出向いて下さい。担当係員が、あなたの営業種目について市発行の営業免許の必要の有無を確めてくれます。殆んどの営業は免許を必要とします。更に営業種目の幾つかは、州免許も同時に必要ですが、この点についても上記 License Division で調べてくれます。(註. 州免許については、本書第 2 章 18 頁を御参照下さい。)

市の各部(局)ごとに、それぞれ異なる特定営業種目につき該当規則を取扱っています。従って上記 License Division において、免許が必要とわかりましたら、申請に必要な事柄および手続きに関し該当部(局)に出向きチェックして下さい。往々にして営業免許書の発行には関係当局の係官による幾つかの調査や検査を合格しなければなりません。免許許可料は営業種目により、また免許のタイプにより異なります。

御参考までに特定営業種目の幾つかについて、市の担当部(局)を例記しておきます。

食品取扱い、洗濯サービス業:

まず Department of Public Health (公衆衛生局) 101 Grove Street, Room 217(電話: 415-554-2770) に電話し、あなたの事業予定の地域を管轄する Health Center (保健局) の所在地を尋ねて下さい。

タクシー業、旅行案内、街頭販売、マッサージ、ダンスホール、娯楽興行場:

Police Department (850 Bryant Street, Room 458) に出向くか、415-553-1115 へ電話して下さい。

給油業：

Fire Department (260 Golden Gate Avenue, Room 327) に出向くか、または415-861-8000内線310まで電話して下さい。

ホテル、アパートメント業：

Department of Public Works (450 McAllister Street) に出向くか、または、415-558-6220まで電話して下さい。

何故免許が必要なのでしょうか……

万一免許交付を受けずに営業していることが判明した場合、あなたは罰金を科せられ、営業停止処分を受けることになります。

Permits *Building and Alteration*
（建築、改築の許可）

Place to Apply
Bureau of Building Inspection
Department of Public Works
450 McAllister St.
Room 103
Tel. 415-558-6088
Hours: Monday-Friday
8 a.m.-5 p.m.

申請手続方法：

営業を行う場所を改築・改善する場合、事前に建築または改築許可の申請が必要です。申請費用は、改築・改善の内容と規模により異なります。

屋根、窓、ガレージドアのような比較的小さな規模の改築は殆んどの場合直ちに許可されます。

他方、壁の移動のように複雑で大規模な改造には、専門の建築家または建築技師の署名入り詳細図面を申請書に加えて提出しなければなりません。

提出された申請書は Bureau of Building Inspection と更に City Planning, Health, Fire（消防局）等の該当部署によって調査され、許可された場合、許可書が発行されます。

なぜ申請許可が必要なのでしょうか……

事前に許可を得ていない場合、罰則を受け、建築改築、改善のとりこわし処分を受けることになります。

申請準備と許可手続きに要する十分な余裕期間を考えた上、営業開始の時期を予定されることをおすすめします。

Map of City Hall Area



1. City Hall
   a) County Clerk, Room 317
   b) Tax Collector, Room 107
2. Mayor's Office of Business & Economic Development
   100 Larkin
3. 450 McAllister St.
   a) Zoning Counter, 5th Floor
   b) Bureau of Building Inspection
   c) Central Permit
4. State Building
   350 McAllister St.
5. Federal Building
   450 Golden Gate
   IRS
6. Dept. of Public Health
   101 Grove St.

II. State Requirements
（州関係諸規則）




DAIKOKU ARTS & CRAFTS

Seller's Permit
(営業許可番号の取得)

Place to Inquire
State Board of Equalization
50 Fremont, Suite 1400
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-396-9800
Hours: 8 a.m.-5 p.m.

申請を必要とする人と申請手続：

物品の販売またはリースを営業とする場合、"Resale Number" と呼ぶ「Seller's Permit」(営業許可) の申請取得が必要となります。

まず上記 State Board of Equalization へ電話するかまたは出向き、下記の二点を確認します。

◎あなたの営業には同 Seller's Permit が必要か否か。
◎必要ならば、申請者にどのような記載事項が要求されるのか。

そして下記の点について準備して下さい。

1.上記の場所へ問い合せるに際し、概略でも計画の営業内容をまとめておく。
2.営業の予定場所を定めておく。
3.あなた個人の Financial Statement (財産目録) を準備しておく。

Seller's Permit の取得は無料です。しかし、場合により 6.5%の State Sales Tax (州売上税) の支払いを保証するため一定金額の Security Deposit (保証預り金) を必要とします。

State Board of Equalization of から郵送の州売上税納税申告書を受けとりましたら、規定に従い、申告、納税を行います

また、あなたが従業員 (被雇用人) を使い、そして Employment Development Department (EDD) に未だ登録されていない場合、同 State Board of Equalization では、あなたの事業名称、住所、電話番号等のインフォメーションを EDD に自動的に登録されます。

なぜ申請許可が必要なのでしょうか……

上記 Seller's Permit を取得せずに営業していることが判明しますと罰則金の支払いを命じられます。加えて、未納税額を支払うのはもちろんのこと、銀行融資を受けるに際し、未許可の事実が判明しますと、銀行は融資を拒否することもあります。

Licenses
（免許）

Place to Contact
California Department
of Commerce
Office of Small Business
112 L St., Suite 600
Sacramento, CA 95814
Tel. 916-445-6545
Hours: 9 a.m.-5 p.m.

問い合せ、申請方法：

多くの業種はカリフォルニア州の免許を必要としませんが、なお念のため州免許が必要か否かを上記の所へ電話するか出向いて確認して下さい。

あなたの営業種目が州の免許必要項目に該当すると判明した場合、営業の特定種類ごとに、免許を取扱う事務局が約40余ヶ所あります。それぞれの電話番号は人名別電話帳（電話帳の白いページ）の“State Government Offices”欄に記載されています。

該当事務局に連絡の上、申請書の送付を依頼して下さい。申請費用は、40～100ドルと内容により異なります。

特殊専門業には、免許発行前に書類または口頭による試験を受けなければなりません。また、ある業種の免許取得には、一定の教育または経験が必要となります。

なぜ免許申請が必要なのでしょうか……

万一あなたの営業について苦情が発生した時、地方検事局または州司法局が調査し、その結果、免許取得の必要があるにもかかわらず未取得であった事実が判明しますと、法違反となり罰則金の支払いに加え、訴訟を受けることにもなります。

Workers' Compensation Insurance
(従業員の傷害補償保険)

Place to Inquire

California Industrial Relations Department
525 Golden Gate Ave.
Room 203
Tel. 415-557-4070
Hours: 8 a.m.-5 p.m.

問い合せ、申請手続の方法：

法律により、全従業員は傷害補償保険に加入しなければなりません。当保険は業務上、または業務に関連して発生した傷害を補償するものです。保険加入の方法は、一般の保険会社に申し込むか、または下記へお問い合せ下さい。

State Compensation Insurance Fund
1275 Market Street, Room 239
San Francisco
Tel.: 415-565-1344

同保険の加入が何故必要なのでしょうか……

万一、従業員が業務上または業務に関連した傷害を受け、補償請求を行いますと、雇用主であるあなたは、当請求に関する全費用に対し責任があります。もし同保険に加入していない場合、California Labor Commissionは罰則金を科し、さらに事業の閉鎖命令を行うこともあります。

Withholding, Insurance, Taxes
（源泉所得税、源泉控除保険、諸税）

Place to Inquire

Employment Development Department
745 Franklin St.
Room 302
Tel. 415-557-1898
Hours: 8 a.m.-5 p.m.

問い合せ、手続き方法

被雇用者に関する課税及び保険について州の諸規則があり、雇用主であるあなたは、この諸規則に従わなければなりません。

まず被雇用者に対し、四半期当り100ドル以上の給与を支払った場合、支払い日より15日以内に上記 Employment Development Department (EDD) に申告しなければなりません。

被雇用者の定義として、U.S. Internal Revenue Service は次のように述べています。〝雇用主の管轄（コントロール）下にあって、雇用主のために働く者。〟上述の定義により、例えばあなたがメイド、または料理人のような家内従業者である場合もあなたは既述の被雇用者になります。しかし、あなた自身が事業を営む場合、あなたは被雇用者ではありません。

あなたが被雇用者を雇う場合、下記の諸保険、諸税の申告、納税の義務があります。

◎Withholding State Disability Insurance (源泉傷害保険)：就業の業務に関係のない病気、傷害に係わる従業員保険。

◎Withholding State Personal Income Tax (州源泉控除所得税)：従業員が IRS Form W-4 記載した控除点に基き、給与から規定額を源泉控除し、四半期ごとに当控除額を納入する。

◎State Unemployment Insurance（州失業保険）：事業の停止または季節変動等、従業員の責に問われない理由で失業した期間、この従業員に補償する保険。保険税率は、あなたの過去の従業員の雇用歴により異なります。

◎Employment Training Tax (職業訓練税):
納付金は前述の失業保険の一部より行われ、雇用者が従業員を雇用維持するための費用に用いられます。

(註)Seller's Permit の項で述べた通り、State Board of Equalization に対し、すでに Sales Tax Permit を申請した場合は、EDD への登録は自動的になされています。(参. 17 頁)

なぜ申請登録が必要なのでしょうか……

あなたが上述の State Disability Insurance また State Personal Income Tax 等を支給給与額から差し引き、控除していない事が判明しますと、これらの控除すべき全額の支払いはもちろんのこと、加えて罰則金ならびに遅滞金を追徴支払いすることにもなります。



III. Federal Requirements
(合衆国関係諸規則)





Taxes
（諸税）

Place to Inquire
U.S. Internal Revenue Service,
Federal Building
450 Golden Gate Avenue
Main Floor
Tel. 415-839-1040
Monday through Friday
phone line: 7 a.m.- 7 p.m.
office hours: 8 a.m.-4:30 p.m.

手続き方法

営業を営む人は全て法律に従い税申告をしなければなりません。そして従業員の源泉所得税を含めた事業内容を Internal Revenue Service (IRS) へ報告することが定められています。

従いまして、まず報告内容、手続き方法につき IRS へお問い合せ下さい。IRSでは一般概要案内書に加えて、その後の変更内容等を含めた税申告方法に関する出版物を備えております。

中小企業の方々への出版物の一部を以下に記します。

◎Publication 334—Tax Guide for Small Business
◎Publication 583—Information for Business Taxpayers
◎Publication 552—Recordkeeping for Individuals and a List of Tax
◎Publication 509—Tax Calendar

Taxpayer Identification Number（納税者登録番号）

税申告を行う人は必ず同 Taxpayer Identification Number (TIN) の申請取得を必要とします。同番号はSocial Security Number (SSN) かまたは Employer Identification Number (EIN) の何れかとなります。ほとんどの中小企業の方々は、例え被雇用者を有していなくても通常 EIN を必要とします。 同 EIN については、先述の出版物 Publication 583 に詳細説明され、またIRSへの申請手続方法も記載されています。

Federal Business Income Tax（合衆国事業税）

一般の法人所得税に加えていかなるビジネスに参加している個人も、Federal Business Income Tax の申告を必要とします。

例えば
—Shareowners (配分事業オーナー)
—Sole Proprietorship (個人事業主)
—General Partnership (パートナー形式オーナー)
—Subchapter S 方式の Corporation

上記例の特殊なビジネス形態を採られる時は、税申告の手続き、フォームにつきIRSに問い合せて下さい。

Self-Employment (自家営業)

個人経営かつ唯一の従業員としてビジネスを営まれる方は、Social Security Tax の納税は、Self Employment Tax として行います。この場合あなたのビジネスタイプに適用される申告フォームに関しIRSにお問い合せ下さい。

Excise Tax(物品税)

例えば化学品、アルコール飲料水、タバコ、銃砲等の特定製品の製造または販売を行う場合、Excise Tax を支払う必要があります。申告書フォーム、手続方法につきIRSに問い合せて下さい。

Taxes for Employers (雇用主による諸税の申告義務)

あなたが雇用主である場合、次の税申告を必要とします。

—各従業員に支給の給与から所得税を源泉徴収及び申告納税.
—同じく支給の給与から Social Security Tax (通称 FICA) を源泉徴収および申告納税.
—併せて上記 FICA の源泉徴収金額と同額の雇用主の責任分担金額を申告納税.
—Federal Unemployment Tax (FUTA) の申告納税.

上記の詳細については、IRS 発行の説明出版物及び該当申告書フォームを入手して下さい。

申告納税をしなかった場合……

万一、上述の税申告を怠った場合、いろいろな理由がありましょうが、少なくともあなたは税務当局からの監査を受け、罰則を科せられることになります。そしてIRSは営業停止と資産の凍結をすることもあります。

銀行融資を必要の場合、税申告書の提示を求められますので、融資は困難となります。また税額及び所得額を作為的に低くした場合、銀行側では融資額の返済可能性に疑問を持ち、従って希望する融資を受ける可能性がむずかしくなります。

IV. Mayor's Office of Business and Economic Development
（市長室ビジネス経済開発部）




← 300
VAN NESS

MOBED
Mayor's Office of Business and Economic Development
(市長室ビジネス経済開発部)

MOBEDとは……

MOBEDは、サンフランシスコ市のビジネスコミュニティーの育成および活生化を推進していく事を目的として、特に市長室の一部門として設けられました。そして私共MOBEDでは、当サンフランシスコ地域のみに限らず、国際的な分野に関しても、皆様のお役に立ちたいと考え、皆様のご利用をお待ちしています。

まず、サンフランシスコ地域の分野においては、

- 市が定めている営業への諸必要条件や諸規則に関するインフォメーション.
- ビジネス拡張を目的とする融資.
- 市場情勢の情報提供.
- 関連サービス機関の照会.
- セミナー、研究集会の開催援助等.

国際的分野については、商契約の育成および、法的規則条約等に関するインフォメーションの提供等を行っています。

ビジネスは個々に特殊性があり、時には異例な必要事項を伴うこともあり、それぞれに合ったユニークな解決方法が求められることなど、私共は十分に承知しています。このため私共MOBEDでは、皆様が直面する固有の問題点に対し、具体的な解決方法を提供・アドバイスして参りました。

後述する事例をお読みいただければ、私共MOBEDでは、いかに皆様のビジネス育成、発展に助力しているかおわかりいただけると思います。皆様の御利用をお待ちしております。

私共MOBEDのスタッフは、「必ず皆様のお役に立てる」と確信しております。御相談の事項につき即答できない場合は、必ず後程御返事致します。万一良案の解答が出来ない場合は、別のサービス機関、方法をご紹介いたします。どうしてもご希望の解決案を見出すことができない場合、私共では率直にその理由を申し上げ、必要に応じた代替案を提案することにします。

事実、万一あなたがビジネスに関連した問題をかかえた時、そしてその解決方法を見い出せずに困った時、また相談する人もない場合は私共(電415-554-8930)に御電話下さい。

以下、事例の一部を御一読下さい。

子供洋品店の場合：

提起問題点：

周辺住民の反対と店舗工事完了時期。

当店は Holiday ショッピングシーズンまでに開店するよう準備し、店舗設営その他の許可も申請済みであった。しかし周辺の商店会や住民と事前に接触し理解を得ることが望ましいという点を見落していた。店舗工事開始時に問題が発生。周辺の商店、住民からの異論により工事最終許可が遅れ始め、予定した時期に開店する見通しが困難になった。当店は MOBED に助言と助力を求めた。

MOBED が助力した内容：

1. 当店折衝グループとして、MOBED は当店の代表者と周辺商店会との間に入り、相互の理解と協調を築くため、率先して話し合いを行った。話し合いを通じて両者が歩み寄り、当店が周辺商店会に加盟することになった。
2. 仲介者として MOBED は周辺住民と当店とが会合する機会を作り、問題点を解決するように努力した。その結果、相互のコミュニケーションがスムーズになり、妥協案で解決した。
3. 市民苦情調査機関として MOBED は担当市局と当店両者の会合を通じて遅れていた店舗工事の許可、店舗外の街路工事および検査を迅速に行うよう調整に助力した。

結 果

当店開店は無事、予定通り開店することができた。

従業員140名を有するビジネス サービス会社の場合：

提起問題点：

当社が新規場所へ移転するに当り、パーキング施設を変更する必要があった。

移転先場所を確保した後、当初はパーキング施設に関する規則にもとづき、変更申請を関係局へ提出。その後数ヶ月経過するも解答なし。当社はMOBEDに連絡をとり苦しい状況を説明。現所在地から転出する時期が迫っているため、同変更申請に対する解答なき限り、サンフランシスコ市から徹退し、他所へ移ることが必要。

MOBEDが助力した内容：

1. 市民苦情調査機関として MOBEDは当社と担当市当局とが会合する機会を作った。
2. すみやかに許可するため直ちに同変更申請書の内容調査が進められた。

結 果：

同変更は許可された結果、当社は予定の時期に無事移転することができた。


太陽堂
TAIYODO RECORD
TAIYODO RECORD
OPEN
営業中
BUSINESS HOURS
CLOSED
11-A

V. Checklist





Checklist

(チェックポイント一覧表)

事業開始に至る準備の内、法規則上必要とする事項を順序を追って下記に例記しました。皆様のチェックリストとして御利用下さい。(註. ＊印のない項目は、該当する場合のみ必要とします。)

Steps	Date Completed
＊事業所有の形態を Proprietorship（単独事業主）Partnership（共同所有）、Corporation（法人会社）の何れかにするかを決定した後に、法的契約書類の作成を弁護士に相談依頼すること。	______
＊Corporation（法人）の場合は、法人会社の設立書等を State Department of Corporations へ登記すること。	______
＊Fictitious Business Name Statement（事業名称の声明書）を申請し登録を受けること。	______
＊The Tax Collector 局の Business Tax 部に対し、Business Tax Resistration Certificate（事業税登録証明書）の交付を申請し、登録を受けること。	______
＊「免許」(License) 又は「許可」(Permit) を必要とするかどうか市及び州のライセンス部へ問い合せのこと。	______
該当する場合は、上述の「免許」また「許可」を取得すること。	______
＊営業予定地が特に事業内容等で支障があるかどうか、または規制項目がないか Department of City Planning の Zoning Counter へ出向き確認すること。	______
リース契約の折衝と署名締結。	______
店舗事務所の増改築を必要の場合、「増改築許可」の申請をすること。	______

Steps	Date Completed
* Seller's Permit (営業許可番号) の取得を必要とするかどうか State Board Equalization に問い合せ、確認のこと。	________
Seller's Permit を必要とする場合は取得のこと。	________
Seller's Permit を必要としないが、但し当四半期の期間中に100ドル以上の給与支給を行った場合は Employment Development Department に登録のこと。	________
* IRS に対し Taxpayer's Identification Number (納税者登録番号) の取得申請をし、またどの納税申告書フォームを使用すべきか確認すること。	________
被雇用者を採用する場合は Worker's Compensation Insurance (従業員傷害補償保険) に加入のこと。	________
* 公益サービス使用の申し込み手続き。	________
電話	________
水道	________
ガス・電気	________
ごみ・廃棄物回収等。	________

VI. Resource Directory
（事業相談/情報資料）




NO
SMOKING
GIFT CALIFORNIA
ROOSTER
Sunkist Oranges
CALIFORNIA
Host
Hawaiian
Host
SENKA
SENKA

Resource Directory
（事業相談/情報資料）

いよいよ事業開始の時期となり、相談、連絡したいサービス機関の名称、所在地、電話番号など御入用のことでしょう。それらを以下に記しておきます。

ビジネス サポート機関

Business Support Organizations
Where to Get Information, Help, Advice

Mayor's Office of Business and Economic Development (MOBED)
100 Larkin Street
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-554-8930
See Section IV, Page 29.

Small Business Advisory Commission
100 Larkin Street
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-554-8941

下記にリストするサービス機関は、サンフランシスコ市が助成金を提供している非営利団体で、事業資金の融資、経営相談、そして入札契約、セミナー教室の開催と支援、その他のサービスを提供しています。

Asian, Inc.
1670 Pine St.
San Francisco, CA 94109
Tel. 415-928-5910

Mission Economic Development Association
987 Valencia St.
San Francisco, CA 94110
Tel. 415-282-3334

Urban Economic Development Corporation
1426 Fillmore St., Suite 205
San Francisco, CA 94115
Tel. 415-923-0105

Center for Southeast Asian Refugee Resettlement
875 O'Farrell St.
San Francisco, CA 94109
Tel. 415-885-2743

下記の商工会議所、その他のビジネスサポート機関では、一般情報、照会、セミナー、研究集会、相互連絡網、出版サービスの提供を行っております。

San Francisco Chamber of Commerce
Small Business Department
465 California Street, 9th Floor
San Francisco, CA 94104
Tel. 415-392-4520

非営利ビジネスアソシエーションで、特に商業、国際貿易、制定法規、職業相談に関する出版物の提供。またセミナー、研究集会を初め、ビジネス技能の修得、新規ビジネスの折衝機会を提供しております。

Asian Business League
166 Geary St., Suite 804
San Francisco, CA 94108
Tel. 415-788-4664

Black Chamber of Commerce
1426 Fillmore St., Suite 205
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-922-8720

California State Business,
Transportation and Housing Agency
California Small Business Advocate
1120 N Street, Suite 2101
Sacramento, CA 95814
Tel. 916-327-0608

中小企業者からの苦情、質問に対する処理、応答などを行っています。

Chinese Chamber of Commerce
730 Sacramento Street
San Francisco, CA 94108
Tel. 415-982-3000

Council of District Merchants
P.O. Box 18037
San Francisco, CA 94118
Tel. 415-221-8816

Golden Gate Business Association
1550 California St., Suite 1L
San Francisco, CA 94109
Tel. 415-441-3651

Bay Area 地区レスビアン／ゲイ機関で、会員のビジネスに関する相互連絡網と営業促進のサービスを提供しています。

Hispanic Chamber of Commerce
2601 Mission Street, Suite 803
San Francisco, CA 94110
Tel. 415-647-0224

Japanese Chamber of Commerce of
Northern California
685 Market Street, Suite 820
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-543-8522

San Francisco Renaissance -
The Entrepreneurship Center
1453 Mission St., 5th Floor
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-863-5337

事業開始および現存事業に関する講習会、セミナー、サポートサービスを提供。Management、Financing、Accounting、Marketingに関する14週間コースを年3回開催。相互連絡網、指導者養成、またコース修了者に対し、小額開業資金の融資も行っています。

South of Market Business Association
(SOMBA)
518 Third Street, Suite 505
San Francisco, CA 94107
Tel. 415-543-1987

Southeast Asian Chamber of Commerce
875 O'Farrell Street
San Francisco, CA 94109
Tel. 415-885-2743

U.S. Small Business Administration
San Francisco District Office
211 Main Street, 4th Floor
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-974-0649

上記の機関は一般ビジネスおよび輸出、輸入のインフォメーション、Financing Program、SCORE（下記参照）セミナー、研究集会、出版物等の提供を行っております。

Service Corps of Retired Executives
(SCORE)
211 Main Street, 4th Floor
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-974-0599

上記 SCORE は退職した Business Executives がボランティアとなって中小企業者に指導サービスを提供しています。そして、Business Management、Finance、Accounting、Record-keeping、Taxes、Marketing、Sales Promotion、Advertising に関する相談を無料で提供しています。また小売業、製造業、販売サービス業等それぞれの事業種類に区分して指導しています。

San Francisco/Oakland Minority
Business Development Development
Center
1 California Street, 21st Floor
San Francisco, CA 94111
Tel. 415-989-2920

(公益サービスの申し込み)

Utilities
Securing New Service

(電 話)

Telephone
Pacific Bell
370 3rd Street
San Francisco, CA 94107
Tel. 1-800-421-2182

上記オフィスへ電話するかまたは出向き開設を申し込んで下さい。新規電話の開設までに、約3日間を要します。また設置費用は電話機器の種類により異なります。

(水 道)

Water
San Francisco Water Department
425 Mason St.
San Francisco, CA 941021
Tel. 415-923-2400

電話または上記オフィスへ行って申し込んで下さい。新規事業の場合Deposit を支払わなければなりません。Deposit 金額は、事業の種類、旧使用者の水道使用量および予定使用量により異なります。Deposit 金は、最終使用月の請求書に充当されます。また、サービス解約は1日前の通知を必要とします。

(ガス、電気)

Gas and Electricity
Pacific Gas and Electric Co. (PGE)
245 Market St.
San Francisco, CA 94106
Tel. 415-974-1555

電話または上記のオフィスへ出向き、申し込んで下さい。新設事業の場合 Deposit の支払いが必要で、通常予定月額使用料の2倍の金額相当の Deposit が求められます。この Deposit は、通常12ヶ月の間、支払遅延のなかったことを条件に返金されます。既存のメーターを使用する場合、通常2日以内で使用可能になりますが、メーターを新しく設置する場合は、使用可能まで最低一週間を要します。

(ごみ、廃品回収サービス)

Garbage Collection
Sunset Scavenger Co.
Tel. 415-626-4000

サンフランシスコ市の内、Excelsior、Mission、Twin Peaks、Bay View、Richmond、Sunset 地区を担当。

Golden Gate Disposal Co.
Tel. 415-467-2300

Pacific Heights、Telegraph Hill、Financial District、North of Market、Fisherman's Wharf 地区を担当。

両サービス会社とも電話で申し込みができます。ビジネスの種類、回収頻度、回収量により料金が異なります。Deposit 金は不要で、サービスの開始は即可能です。

情報資料の提供サービス

Information Sources
Where to Get Research Materials

(一般情報資料)
Prime Source
San Francisco Public Library
Main Library
Larkin and McAllister Streets
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-558-3191

上記図書館本館では、事業家の必要に応じた情報資料を提供しております。開館時間については問い合せて下さい。

(個別課題の出版物)
Publications

下記の出版物は、新規事業の開始と運営に関して、洞察力あるすぐれた書物です。

"Small Business Success"
(1988 edition).
Published by Pacific Bell Directory,
U.S. Small Business Administration
and SCORE.

"New Business Survival Guide"
(1988 edition).
Published by San Francisco
Business Times, Pacific Bell Directory,
SMART Yellow Pages® , and
U.S. Small Business Administration.

You can get these two publications by calling 800-237-4769 or writing to:
Pacific Bell Directory
One Rincon Center
Communications Dept. - CWSF
101 Spear Street
San Francisco, CA 94105

The U.S. Small Business Administration (合衆国中小企業管理局)では新規事業のスタートと拡張に関する出版物、パンフレット等を提供しています。無料配布物もありますが、出版物によっては、下記の所で、定価で入手できます。

U.S. Small Business Administration
211 Main Street, 4th Floor
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-974-0649

U.S. Government Book Store
450 Golden Gate Ave., Main Floor
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-556-0642

Bank of America では「Small Business Reporter」集と称し、ビジネスのスタート、運営上発生する数々のトピックスを記載した刊行物を定価5ドルで配布しています。電話(415-622-2491)で問い合せ、下記の場所で入手して下さい。

Bank of America
555 California Street, 20th Floor
San Francisco, CA 94104
or writing to:
Bank of America - Dept. 3631
P.O Box 37000
San Francisco, CA 94137

教育機関（中小企業者向けの講座）

Educational Institutions
Classes Geared to Small Business Needs

San Francisco State University
Extended Education, Main Campus
1600 Holloway
San Francisco, CA 94132
Tel. 415-338-1373

San Francisco State University
Extended Education, Downtown Center
814 Mission Street, Suite 201
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-543-4250

City College of San Francisco
50 Phelan Avenue
San Francisco, CA 94112
Tel. 415-239-3308

San Francisco Community College Centers
800 Mission Street
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-239-3660

University of California Extension Center
55 Laguna Street
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-642-8888

上述した公共施設以外にも私的教育施設もあります。例えば、Golden Gate University、University of San Francisco、New College等で、特に中小企業の分野に関する数々の講座を開設しています。

雇用―採用と職業訓練

Employment — Placement and Training
Finding Qualified Employees

何処で技能者を見つけるのか？職業訓練のためのプログラムは？新規雇用した場合の税務上の恩典は？職業訓練費用の税務上の還元恩典は？求人の無料掲載物や無料照会は？これらの御質問は下記へ問い合せて下さい。

Mayor's Office of Business and Economic Development (MOBED) (See Section VI, Page 29)

Private Industry Council
1748 Market Street
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-621-6853

California State Employment Development Department
3120 Mission Street
San Francisco, CA 94110
Tel. 415-557-1022

政府機関への納入契約

Procurement
Selling Goods, Services to Government Agencies

市、州、合衆国等公官庁への納入契約はどのように行なわれるか？　下記の機関で取引入札の方法につき、アドバイスと助力を受けることができます。

City and County of San Francisco
Purchasing Department
City Hall, Room 270
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-554-6743

サンフランシスコ市と同郡からの購買入札のリスト表が毎週発行されます。

San Francisco Human Rights Commission
1095 Market St.
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-558-4901

サンフランシスコ市と同郡からの購買入札に関し、特に Minority (少数民族層)、女性業者、ローカルビジネス業者の優先資格証明を上記の所で発行しています。

San Francisco/Oakland Minority Business Development Center
1 California St., 21st Floor
San Francisco, CA 94111
Tel. 415-989-2920

入札に関する助力、入札一般情報、照会サービスを提供しています。

Bay Area Purchasing Council
1970 Broadway, Suite 710
Oakland, CA 94612
Tel. 415-763-8162

政府公官庁および私企業への入札手続きに関するインフォメーションと照会、また、Minority (少数民族層)、女性オーナーのビジネスのためのサービスプログラムを提供しています。

State of California
Department of General Services
Office of Procurement
P.O. Box 942804
Sacramento, CA 94204-0001
Tel. 916-445-5253

州機関への購買入札の申請を取扱っています。

Department of General Services
Office of Small and Minority Business
1808 14th St., Suite 100
Sacramento, CA 95814
Tel. 916-322-5060

中小企業の資格証明と入札申請を取扱っています。

United States Government
General Services Administration
Business Service Center
25 Market St., 30th Floor
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-974-0523

合衆国機関への購買入札に関する公示、一般インフォメーション、申請手続きを取扱っています。

U.S. Small Business Administration
Procurement Center
450 Golden Gate Ave., 15th Floor
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-556-7784

合衆国機関の購買契約情報の入手サービスを行っています。

輸入・輸出

Import/Export
Getting Into International Trade

輸出入取引のビジネスに興味を持っている方、または既に取引を行っている方々へのサービス機関は下記のとおりです。同機関では、輸出入に関する法規則その他のインフォメーションを知るために必要な該当政府機関への照会サービスも行っています。

Mayor's Office of Business and Economic Development (MOBED)
See Section IV, Page 29.

International Trade Administration
U.S. Department of Commerce
450 Golden Gate Ave., 15th Floor
San Francisco, CA 94102
Tel. 415-556-5860

上記の機関は海外のディストリビューター、代理店の所在地を調査し、取引の手がかりとなるインフォメーションを提供しています。また、貿易に関する市場調査、統計、諸規則等のインフォメーションも提供し、さらに、ミッション、トレードフェア、セミナー、会議等を実施しています。

U.S. Small Business Administration
211 Main St., 4th Floor
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-974-0649

輸出取引に係わる融資と相談に応じ、研修会も実施しています。

World Trade Association
San Francisco Chamber of Commerce
International Department
465 California Street, 9th Floor
San Francisco, CA 94104
Tel. 415-392-4520

外国及び地元の業者との連絡交渉の機会を提供し、ビジネスの促進を計っています。また国際貿易取引業界が必要とする諸活動に参画しています。

California Export Finance Office
California State World Trade Commission
World Trade Center, Suite 250-S
San Francisco, CA 94111
Tel. 415-557-9812

輸出ファイナンス、保証、財務面のカウンセリングサービスを行っています。

販売促進と広告宣伝

Marketing/Advertising
Targeting Your Sales Approach

販売促進の最も効果的な方法、広告宣伝の展開、販売促進と広告宣伝のための適切な予算サイズ、報道機関(新聞、ラジオ、テレビ局)との対応の仕方等々については、下記サービス機関に問い合せすること。

Mayor's Office of Business and Economic Development (MOBED)
See Section IV, Page 29.

American Marketing Association
San Francisco Chapter
717 Market St., Ste. 404
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-495-4036

全国市場調査機関の支部です。市場調査、広告宣伝、パブリック・リレーション、マネジメント、雇用関係等に関するセミナーおよび出版物を提供しています。

Media Alliance
Fort Mason Center
Marina at Buchanan, Bldg. D
San Francisco, CA 94123
Tel. 415-441-2557

マーケティング、広告宣伝、パブリック・リレーション、メディア・リレーションズ等に関するセミナー、研究会を実施しています。

San Francisco Chamber of Commerce
465 California Street, 9th Floor
San Francisco, CA 94104
Tel. 415-392-4520

マーケティング、広告宣伝、メディアリレーションズ、ビジネスデベロップメント等に関するセミナー、研究会を実施。

法律関係のアドバイスと相談

Legal

Legal Advice and Consultation

ビジネスに関する法的問題にアドバイスと相談のサービスを必要とする場合は下記の機関に連絡して下さい。

Bar Association of San Francisco
Lawyer Referral Service
685 Market St., Suite 700
San Francisco, CA 94105
Tel. 415-764-1616

U.S. National Labor Relations Board
901 Market St., Suite 400
San Francisco, CA 94103
Tel. 415-995-5300
特に雇用問題に関する法律相談室です。

City Government Agencies

Abandoned Vehicle 781-5865
AIDS Office................ 554-9000
Airport Noise 876-2219
Ambulance.................... 911

Animals
Animal Control............ 554-6364
Health Complaints......... 255-3610
Noise Complaints.......... 553-9290

Assessor.................. 554-5525
Birth Records-Health Dept.. . 554-2700
Board of Supervisors 554-5184

Bureau of Building Inspection
One or Two Units.......... 558-6096
Three or More Units........ 558-6220

Business
Name Filing-County Clerk . . 554-4114
Business Taxes-
Tax Collector 554-4464
Advice-Mayor's Office of
Business................ 554-8930

Chief Administrative Officer 554-4851
Childcare Referrals 864-1234
City Attorney 554-3810
City Hall Operator 554-4000
Consumer Fraud Unit (DA). . 552-6400
(See also Consumer Complaints in White Pages)
Controller 554-7464
Convention &
Visitors Bureau 974-6900
County Clerk 554-4114

Courts
Municipal 554-4532
Small Claims.............. 554-4565
Superior.................. 554-5150
Traffic 554-2710

Death Records-
Health Dept. 554-2710
Deeds-Recorder 554-4173
Disabilities-
Mayor's Council 554-6318
Divorce-County Clerk 554-4114

Drugs
Drug Abuse Hotline........ 752-3400
Police Hotline 553-1600

Fire Department
Emergency 911
Administration/Inspections . 861-8000

Garbage
Dumping Complains
(Sidewalks) 255-3610
Street Cleaning-DPW....... 695-2010
Golden Gate Disposal 626-4000
Sunset Scavenger 467-2300
City Dump............... 468-2441

Hall of Justice 553-1000

Health Dept................ 554-2600
Toxics/Asbestos Inspections . 554-2780

Homeless
Emergency Housing-
Soc. Services 557-6201
Food & Shelter Info-Mayor . . 554-7111

Health Outreach Workers-
Tom Waddel Clinic....... 554-2950

Hospital, General.......... 821-8200
Housing Authority 554-1200

Human Rts. Commision
(MBE/WBE Contractors) 558-4901

Information
City-Mayor 554-7111
State- 557-0784
Federal. 556-6600

Jobs
Civil Service-City Jobs 558-4497
Job Training-PIC. 621-5911
Discrimination-
CA Fair Employment 557-2325
Wages & Conditions-
CA Labor 557-3200

Jury
Civil 554-5107
Criminal 553-1896

Landlord/Tenant
Info-Rent Board. 554-9550

Legal Problems
SF Neighborhood
Legal Assistance 627-0220
Legal Assistance for
the Elderly 861-4444
SF Bar Legal Referrals 764-1616
Small Claims Court
Legal Advice 554-4527

Library. 558-3191

Licenses
Marriage 554-4150
Business. 554-4464

Mayor's Office 554-6141
Citizens Assistance Center . . 554-7111
Community Development . . 554-2960
Office of Business. 554-8930
Office of Housing 558-2881
Office of Public Safety 554-6556

Mental Health. 387-5100

Municipal Railway
Complaints 923-6164
Information. 673-6864

Neighborhood Disputes
Community Boards 239-6100

Noise
Industrial Noise-
Health Dept. 558-4731
Construction Noise-
Building Inspection 558-6096
Nuisance—Police 553-1013

Office of Emergency Service. 441-6020
Performing Arts 621-6600

Permits
Appeals Board. 554-6723
Building & Construction 558-6070
Parking-Tax Collector 554-4464

Police
Emergency 911
General 553-0123
Complaints Against
Personnel. 553-1407

Public Works. 695-2020
Recreation & Parks. 558-3706
Recycling. 554-6193
Rent Board 554-9550

Schools
Public. 565-9000
Community College. 239-3000

Seniors. 626-1033
Sewer Repair. 695-2096
Sheriff 554-7225

Social Services
Administration 557-5000
AFDC. 557-5723
Food Stamps 558-1248
General Assistance. 558-1000
SSI-Federal 557-6071

Street Lights-PUC. 554-0730
Street Repair 695-2100
Tax Collector. 554-4470
Trees-Urban Forestry. 695-2100

Voters, Registrar

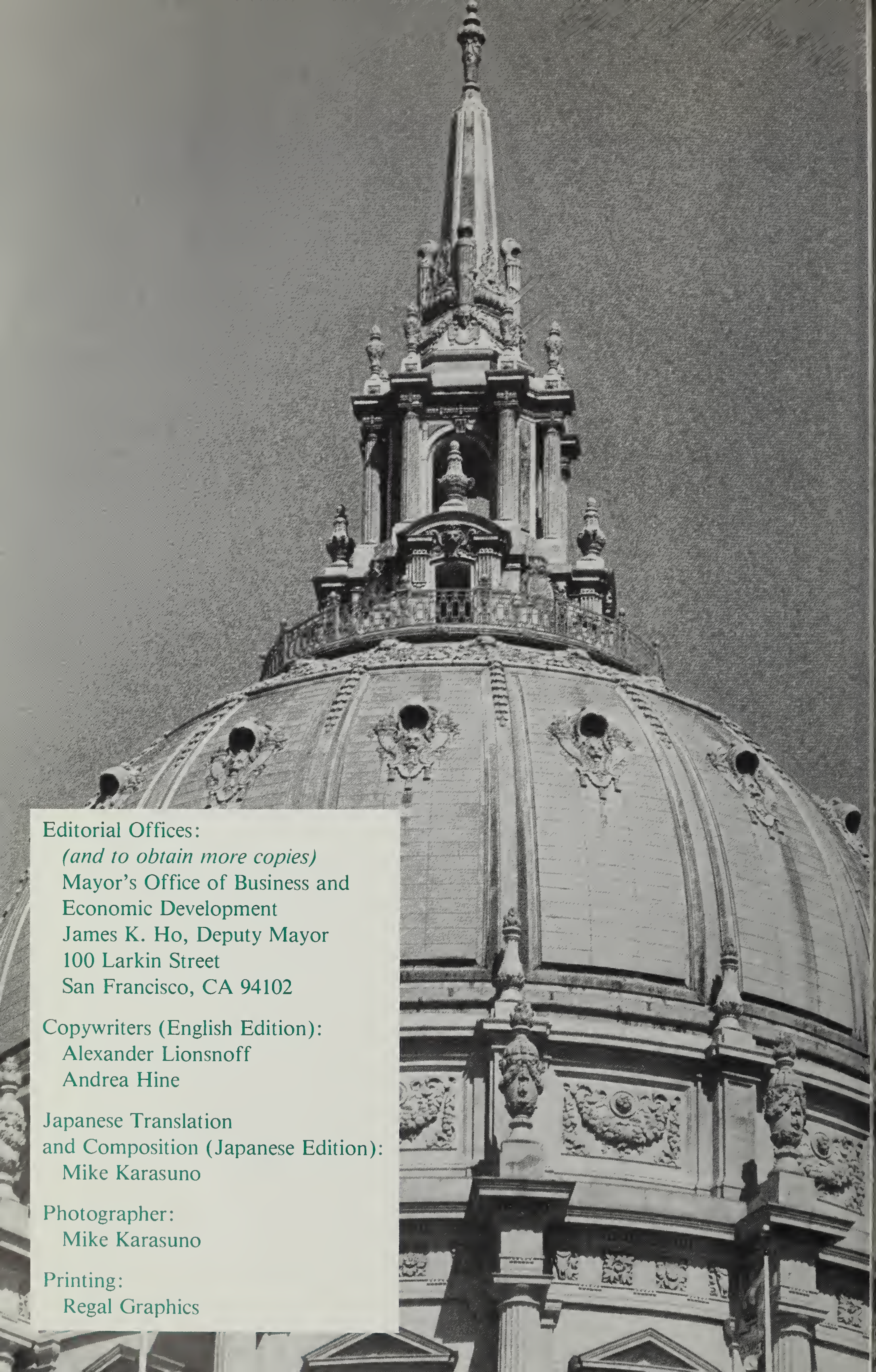
Water
Billing 923-2420
Emergency Services. 550-4911
Rationing. 923-2662

Zoning-City Planning. 558-6377
Zoo-Recreation & Parks 661-4844



本書は事業の開業ならびにその後のオペレーションに関する合衆国、州、郡、市の法規則を編集したもので、事業の特定内容、その他の諸条件により規則の適用基準が異なることもあります。従いまして、是非必要と考えられる基本的な規則のみを取りまとめたもので、皆様の Guidepost（道しるべ）として御利用いただきますようご案内申し上げます。





Editorial Offices:
(and to obtain more copies)
Mayor's Office of Business and Economic Development
James K. Ho, Deputy Mayor
100 Larkin Street
San Francisco, CA 94102

Copywriters (English Edition):
Alexander Lionsnoff
Andrea Hine

Japanese Translation and Composition (Japanese Edition):
Mike Karasuno

Photographer:
Mike Karasuno

Printing:
Regal Graphics

MEMO

MEMO